

令和4年度

定期監査（下期）報告書

帯広市監査委員



帯監査第 113 号

令和5年3月28日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 有 城 正 憲 様  
帯 広 市 教 育 委 員 会 教 育 長 広 瀬 容 孝 様

帯広市監査委員 川 端 洋 之

帯広市監査委員 秋 田 勝 利

帯広市監査委員 大竹口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 4 年度定期監査（下期）について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。



# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## 第1 監査の種類及び対象事務

### 1 種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

### 2 対象事務

財務に関する事務の執行

## 第2 監査の実施期間

令和4年10月12日から令和5年3月23日まで

## 第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、令和3年度定期監査と同様に「徴収事務・滞納整理事務の執行状況について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認を行った。

## 第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

## 第5 監査の対象部局及び範囲、方法

### 1 対象部局

部	室	課
政策推進部	企画室	企画課、東京事務所
	税務室	収納課、市民税課
総務部	総務室	戸籍住民課、川西支所、大正支所
	組織人事室	人事課
市民福祉部	地域福祉室	市民活動課
	福祉支援室	介護高齢福祉課
	こども福祉室	子育て支援課
農政部	農政室	農政課、農村振興課
学校教育部	教育総務室	企画総務課、学校地域連携課
	学校教育室	南商業高等学校
	学校指導室	教育研究所
生涯学習部	生涯学習文化室	生涯学習文化課、動物園

### 2 範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された事務

### 3 方法

上記の範囲において、収入及び支出事務について抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を受け、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどにより監査を行った。

## 第6 監査の結果

### 1 収入及び支出事務等の執行状況について

支出事務について、次のとおり、一部に改善を要するものがあった。

#### (1) 給与等の支給金額に関する不備

パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬について、支給金額の算出基礎となる勤務時間に係る関係規定の適用を誤り、未払いが生じていたため、後日、当該未払分を追加して支給していた。

【総務部 組織人事室 人事課】

#### (2) 支払期限の超過

校務用パソコン等の賃貸借料について、契約書に規定する支払の期日までに支払をせず、後日、遅延により発生した遅延利息を加えて支払をしていた。

【学校教育部 教育総務室 企画総務課】

### 2 徴収事務・滞納整理事務の執行状況について（重点項目）

次の(1)から(5)までに掲げる項目を着眼点とし監査を行ったところ、本報告書に特記すべき事項はなかった。

(1) 納入の通知は適正に行われているか

(2) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか

(3) 延滞金又は遅延損害金の徴収事務は適正に行われているか

(4) 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか

(5) 督促、催告及び時効の完成猶予又は更新の手続は適時かつ適正に行われているか

### 3 過去の指摘事項等の是正状況について

本報告書に特記すべき事項はなかった。

## 第7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果として記載したとおり、支出事務について、その支給の金額及び支払の時期に関し、法令及び契約書の規定に沿わないまま処理が進められた事例が見受けられたことから、再発の防止を求めます。

また、徴収事務及び滞納整理事務については、令和3年度から重点項目として監査を進めてきました。

今期の監査では、本報告書に特記すべき事項はありませんでしたが、これまでの監査で滞納者に対する督促について、審査請求の教示不備、不利益処分 of 理由不提示及び指定納付期限の設定誤りなどの事例が確認されております。こうした事例が確認される度に再発防止に向けた措置が講じられてきておりますが、引き続き、取り組まれることを求めます。

徴収事務及び滞納整理事務は、公金の収納に際し、市民等に一定の負担を求めらるるものでありますから、関係法令に則った適正執行に万全を期することをお願いいたします。

今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行の確保に努められ、市民から信頼される行政運営を期待いたします。